

尾道市建設工事最低制限価格制度事務取扱要領を次のように定める。

平成24年3月30日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市建設工事最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾道市建設工事執行規則（昭和39年規則第29号）第9条に規定する最低制限価格の設定方法について、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要領は、請負対象設計金額が1億円未満（上下水道設備（電気・機械）工事等においては、請負対象設計金額2,500万円未満）の建設工事（総合評価方式を適用する工事を除く。）を対象とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(最低制限価格の決定等)

第3条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額

2 前項各号に掲げる直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、工事の種類ごとに別表に基づき定める。

3 第1項により算出した額が、予定価格の100分の75を下回る場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を最低制限価格とし、100分の92を超える場合にあっては、予定価格に100分の92を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を最低制限価格とする。ただし、解体工事については、前2項の規定にかかわらず、予定価格に100分の75を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、

これを切り上げた額)を最低制限価格とする。

(予定価格調書への記載)

第4条 最低制限価格を決定したときは、予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 契約担当課長は、公告その他適切な方法により、最低制限価格を設定していることを入札参加者に周知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

工事の種類		最低制限価格の算出に用いる工事費内訳				
		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
① 土木 工事	(ア) 下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	(イ) 鋼橋製作	直接工事費+材料費+製作費+工場塗装費+輸送費+架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費	一般管理費等
	(ウ) 電気(一般工事)	直接工事費+直接製作費(機器費×0.6)	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費(機器費×0.1)	現場管理費+工場管理費(機器費×0.2)+機器間接費	一般管理費等+機器費×0.1
	(エ) 機械設備	直接工事費+直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費+据付間接費+設計技術費	一般管理費等
② 建築 工事	建築(建築機械設備、建築電気設備等を含む)	直接工事費×0.75	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費×0.25	一般管理費等
③ 工下 事水 道	下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+機器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設計技術費+機器費×0.2	一般管理費等+機器費×0.1
④ 上 水 道 工 事	厚生労働省 水道施設整 備費国庫補助 事業に係る 歩掛表で積算 した工事	土木工事 直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	電気設備※ 機械設備※	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+機器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設計技術費+機器費×0.2	一般管理費等+機器費×0.1

備考) 用語の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」、厚生労働省作成の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」による。
 ※印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による。また、公共建築工事積算基準により積算した屋外整備工事等は、②建築工事により算出する。